

広島県収受	
第	号
- 4. 8. 24	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡  
令和4年8月24日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

再生医療等製品に係る先駆け審査指定制度対象品目の指定取消し  
及び先駆け審査指定制度対象品目の指定について

令和元年10月15日付けで下記の品目の再生医療等製品を先駆け審査指定制度対象品目として指定しましたが、今般、下記1. のとおり当該指定を取り消し、下記2. のとおり先駆け審査指定制度の対象品目に指定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 指定の取消し

- (1) 指 定 番 号：先駆け審査（30再）第1号  
再生医療等製品の名称：OBP-301  
予定される効能又は効果：切除不能、化学療法不耐容又は抵抗性の局  
所進行食道癌  
届け出た者の氏名又は名称：中外製薬株式会社

2. 指定

- (1) 指 定 番 号：先駆け審査（30再）第1号  
再生医療等製品の名称：OBP-301  
予定される効能又は効果：切除不能、化学療法不耐容又は抵抗性の局  
所進行食道癌  
引き継ぎ者の氏名又は名称：オンコリスバイオファーマ株式会社

以上

